最大34万円補助

※条件により最大50万円補助

建築業・大工等の皆様へ

埼玉の木を使おう

住宅等における埼玉県産木材の利用拡大による
「伐って・使って、植えて、育てる」という
森林の循環利用を促進させる事を目的としています。

令和七年度

県産木材活用住宅等支援業補助金

♦募集受付期間

令和7年5月19日 ～ 令和7年12月10日まで

いずれも先着順で受け付けます。なお、予算の状況により、期日前に締め切る場合があります。
ただし、受付期間中に補助総額を超えた場合には、当該日の申請者の中から抽選により受け付けます。

埼玉県木材協会 MOKKYO-SAITAMA

♦事業の概要

県産木材を使って家や事務所を建てる工務店等に建築費用の一部を助成します。
申請者1者あたり最大500万円まで交付します。

♦県産木材活用住宅等支援事業補助要件

1)令和6年8月1日以降に契約したもの
　※ただし、引渡しが令和7年3月31日までに完了している工事は、対象外になります
2)令和8年1月31日までに木工事が完了できるもの
3)さいたま県産木材を規定量以上使うもの

♦申請方法

WEB フォーム申請(ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ)又は郵送、持参により受け付けます。
※募集締切はホームページに掲載しますのでご確認ください。

お申込・詳細等: 一般社団法人埼玉県木材協会「県産木材活用住宅等支援事業」係

〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎 6-37-17
☎: 048−822−2568

https://www.mokkyo-saitama.jp/

埼玉県木材協会 検索

※事業の詳細及び様式等は、ホームページに掲載しています

詳細は裏面参照

補助対象、補助要件、補助金の額及び限度額

■対象者

①建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けていること

②県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を結んでいること
協定締結先はさいたま県産木材認証制度実施要綱（平成１４年４月１日施行）第８条第１項の認定書の交付を受けた木材事業者等とする

③この事業に係る行為において法令を遵守すること

■補助対象の種別・基準（助成の対象は①～③のいずれか１つとします）

①住宅等の新築、建売住宅の販売
●県産木材の使用割合（単位：立方メートル）が全体の木材使用量の４０％以上であること

②住宅等の増改築
●増改築に係る県産木材の使用量が３立方メートル以上であること

③住宅等の内装木質化
●１２ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあっては垂直投影面積、床、天井等にあっては水平投影面積のそれぞれの合計）が７平方メートル以上であること

■用途

①住宅 ②事務所 ③店舗 ④その他

■契約日・引渡し日

令和６年８月１日以降に契約締結
※ただし、引渡しが令和７年３月３１日までに完了している工事は、対象外になります

■木工事完了日

木工事が令和８年１月３１日までに完了

■補助金の額

①住宅等の新築、建売住宅の販売
●県産木材を８０％以上利用する場合は県産木材１立方メートルあたり２０，０００円
●県産木材を６０％以上利用する場合は県産木材１立方メートルあたり１７，０００円
●県産木材を４０％以上利用する場合は県産木材１立方メートルあたり１１，０００円

②住宅等の増改築
●県産木材１立方メートルあたり１７，０００円

③住宅等の内装木質化
●県産木材による施工面積１平方メートルあたり３，０００円

■補助金の限度額

①１戸当たり３４０，０００円

②内装木質化の場合で、相当数の入込客の見込める店舗等については５００，０００円

■その他

この補助金は、県産木材の利用拡大を目的として交付するものです。補助事業終了後も県産木材の使用に努めていただき、補助金交付年度の翌年度から起算して３年間、県産木材の使用状況について報告が必要となります。

埼玉県木材協会
MOKKYO-SAITAMA